



雇児発 0226 第 4 号
社援発 0226 第 7 号
老 発 0226 第 1 号
平成 25 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る
独立行政法人福祉医療機構の融資について

今般、社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金のメニューに高台移転整備を追加等したところであるが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

記

1 対象施設及び対象事業

- (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設

- (2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム（定員 29 人以下のもの）、小規模ケアハウス（定員 29 人以下のもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設（定員 29 人以下のもの）

※ 小規模介護老人保健施設については、貸付金額 7.2 億円までを上限に当初 5 年間のみ無利子

- (3) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、都道府県、指定都市又は中核市の補助を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

大規模養護老人ホーム（定員 30 人以上のもの）、大規模特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のもの）、大規模ケアハウス（定員 30 人以上のもの）、大規模介護老人保健施設（定員 30 人以上のもの）

※ 大規模介護老人保健施設については、貸付金額 7.2 億円までを上限に当初 5 年間のみ無利子

2 適用期間

平成 26 年 3 月 31 日までに着手した事業